

駐留軍及び保安隊の演習地接収に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十八年六月一日

参議院議長 河井彌八殿

成瀬幡治

駐留軍及び保安隊の演習地接収に関する質問主意書

五月二十九日参議院本会議において岡田宗司議員の内灘及び浅間山麓等演習地に関する緊急質問に対し
て国務大臣内田信也君は、

「米軍が陸上演習場として要求した所が五十一地区ありますて、すでに合意されたるものが二十二区で、
そのうち農地が千八百八十三町歩であります。保留中のものが二十四区であります。これが農地が四千四
百五十六町歩でございまして、除外したものが五地区だそうです。それで飛行場は要求が二十八地
区でございまして、そのうち合意したものが二十六区で、うち農地が百七十町歩、保留中のものが二地区
だそうです。」

と答弁をしたが、更に詳細に次の諸点につき答弁を求める。

一、駐留軍の施設として接収された処の情況

(イ) 使用目的

(ロ) 場 所

(ハ) 接収面積

(ニ) 補償はどうなつてゐるか

二、駐留軍の施設として接収要求をされてゐるもの

(イ) 使用目的

(四) 場所

(五) 面積

三、保安隊施設についても前二項と同じ